

平成18年度第1回 国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会
議事概要

開催日及び場所	平成18年7月31日（月）合同庁舎2号館国土交通省第1会議室															
委員	委員長 沖塩 莊一郎（東京理科大学名誉教授） 委員長代理 谷口 汎邦（東京工業大学名誉教授） 委員 神田 良（明治学院大学経済学部教授） 櫻井 敬子（学習院大学法学部教授） 諸田 敏朗（（財）住宅管理協会監事）															
抽出案件	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>工事〔小計〕</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>一般競争</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>公募型及び工事希望型指名競争</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>指名競争</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>コンサルタント業務</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5件</td> </tr> </table>	工事〔小計〕	4件	一般競争	2件	公募型及び工事希望型指名競争	1件	指名競争	—	随意契約	1件	コンサルタント業務	1件	合計	5件	(備考)
工事〔小計〕	4件															
一般競争	2件															
公募型及び工事希望型指名競争	1件															
指名競争	—															
随意契約	1件															
コンサルタント業務	1件															
合計	5件															
	意見・質問	回 答														
委員からの意見・質問、それに対する国土交通省の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり														
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし															

委員	国土交通省
<p>1. 官庁営繕部工事及び建設コンサルタント業務等の発注状況について</p> <p>(意見なし)</p> <p>2. 指名停止等の運用状況について</p> <p>○本省営繕部に登録している業者を対象としているのか。</p> <p>○会社全部が指名停止になるのか。建築工事分野のみ指名停止ということはないのか。</p> <p>○指名停止業者を下請けで使うことはあるのか。</p> <p>○鉄鋼工事関係の大企業も指名停止を受けているが影響は受けないのか。</p> <p>3. 談合情報等の対応状況について</p> <p>(意見なし)</p> <p>4. 再度入札における一位不動状況</p> <p>○一位不動でなかった1件について、当初1位でなかった者が後に逆転するというのは珍しいケースであるが、原因は何か考えられることはあるのか。</p> <p>5. 工事種別ごとの低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況</p> <p>○入札価格が2者同額であったが、落札者をどうやって決めたのか。</p> <p>○低入札調査は何をチェックするのか。</p> <p>○低入札調査の結果、入札参加が不可能となった事例はあるのか。</p> <p>○調査基準価格とは何か。</p>	<p>●そうである。ただし地方の業者でも、本省営繕部に登録されている業者がほとんどであるので、建築工事関係については、ほぼ国土交通省全体を網羅している。</p> <p>●基本的には登録全体が指名停止となる。一般的には工事の場合、登録業種全て入札参加を認めない。ただ、基本的には業種に関わらず国土交通省の調達をしばらく行うことはできなくなる。</p> <p>●私どもの契約上下請けの参加は認められない。</p> <p>●超大手企業になると若干影響を受ける。ただし今回の橋梁談合による指名停止業者以外で、建築工事分野のハイブレード工法等の重要な鉄骨工事ができる業者がいくつかあることは確認している。建築工事の分野においては、橋梁談合の業者が指名停止となっている状況でも若干対象者が少なくなるが、支障がでるまでには至らないと考えている。</p> <p>●入札者の立場で考えると、本当にとろうと思えば初回の入札から1番をとろうとするので今回のような逆転事例は少ないと思われる。一位不動だから談合であるとは決めることはできない。次回委員会の際に今回の一位不動状況の4件に関する入札状況の一覧表を用意する。</p> <p>●低入札に関わらず入札価格が同額になった場合はくじで抽選する。両者について低入札価格調査を行い、双方とも問題がなかったためくじの結果本落札者が落札した。</p> <p>●入札価格の内訳書のチェック、下請け業者等との発注体制、会社の経営状況などを確認し判断する。</p> <p>●ない。</p> <p>●一般的に管理費、諸経費等を除いた原価である。</p>

○今回は指名競争入札であり、低入札でも工事ができるという前提なのか。

○低入札に関しては社会的に問題となっている。低入札が良いという意見もあるが、一方では低入札案件において役所の負担が増える等の問題点もあるのではないかと。また、低入札に対して、今後国でどういう対応を行っていくのか。低入札案件の工事完成後に関する調査の予定等はあるのか。

6. 抽出案件の審議

①衆議院新議員会館整備等事業・参議院新議員会館整備等事業

○入札・契約手続きの厳正化に関する有識者会議の設置にあたって根拠はあるのか。

○総合評価審査委員会の根拠規定はあるのか。

○有識者会議について他事業でも設置していくよう法的に正式な手続をするように一般化することが必要ではないか。

○官庁営繕関係の大規模なPFI事業としては、他に合同庁舎7号館整備事業があるが、本事業との相違点、問題点等はあるか。

○総合評価の項目はほとんど同じであると思われるが、そのような状況で衆・参両事業の評価に関して点数に差がついた要因は何か。

○棲み分けを意識していれば、提案の段階で衆参どちらかの事業に力を入れると思われるが、そのようなことはなかったか。

○総合評価審査委員会のメンバー全員が、全項目に対して評価を行うのか。それとも各委員の専門的な分野の項目に対して評価を行うのか。

●指名競争の業者の選定基準は、名簿に登録されている基準で調べているので、現在の経営状況は名簿に登録している時と変わっており、現状把握のため調査をしている。

●低入札の場合は工事等に支障がでないよう事前の調査を手厚く行っている。また、営繕部発注の工事に関しては、各工事において工事成績の評価を行っているが、低入札について限定しては、現在特に行っていない。低入札が問題となったのが最近であるため、ある程度データが集まってから結果がでると思われる。

●根拠は特にはない。本事業の特殊性のため、発注者の責務として特別に有識者会議を設置した。

●根拠は特にはない。総合評価落札方式は価格の多寡によらない選定方式で、PFI事業に限らず様々な事業で採用されている。

●本事業のような大規模なプロジェクトは一般的ではない。似たようなケースがでれば個別に有識者会議を設置する。

●合同庁舎7号館整備事業は3グループが応募してきた。今回のように同時に入札が実施される同種の2事業に同じ2グループが応募してきたことは先例がない。衆議院議員運営委員会にて、両事業の一本化も検討されたが、運営面及び衆・参両院の特殊性を考慮して、手続を厳正化した上で別々に事業を実施することとなった。本事業は極めて特殊な事例であるといえる。

●一般的に考えると両事業は類似した建物であるため、どちらか一方が両事業とも落札する可能性が高い。技術提案に関しては、両事業に関して2グループともほぼ同一の評価であった。逆転現象が起こった要因としては種々要因が複雑に関係するため一概には言えないものの、一つには大林組グループは事業規模が衆議院事業の半分である参議院事業で維持管理の考え方が若干手厚かったこと等が挙げられる。

●なかった。

●事業計画、施設整備・維持管理運営の2グループに分かれて審査を行う。同じグループの委員は、各々の専門分野に関わらず全項目に関して評価を行う。

○委員の専門分野と評価項目の内容によって、点数に影響を与えられるが、委員の構成の仕方に問題なかったか。

○総合評価の評価項目は、応募者はわかっているのか。

②国立国会図書館東京本館改修（05）建築工事

○落札者はどの部分で他者と差がついたのか。

○低入札調査において、全体価格のうち、特にどの部分が予定価格より安かったのか。

○技術的な部分で安くなったのか。人件費が安くなったのか。

③中央合同庁舎第3号館他3件内装改修（05）建築その他工事

○廃材の処理に関しては処分場まで確認するのか。

○霞ヶ関の官庁施設におけるアスベスト対策の現状はどのようなものか。

④外務本省（06）電気設備工事

○予定価格に占める監視カメラ設備の割合は、何割程度なのか。

○監視カメラの改修は平成17、18年以前にも行っているのか。

⑤平成18年度中央合同庁舎7号館整備等事業の財務・法務モニタリングにかかるアドバイザー業務

○この業務は数年間行っているものであるが、今年度と去年・一昨年の場合との業務内容及び契約金額の違いは何か。

○毎年行っているのにも関わらず1回目の入札価格が高いのは何故か。

●点数は全体的に事業計画では大林グループが高く、施設整備では鹿島グループが高かった。どの委員の評価も同様の傾向であったため、委員の構成に問題はなかったと思われる。

●わかっている。

●評価値は基礎点＋加算点（＝A）を入札価格（＝B）で割った値（A/B）が、最大値となる会社が落札者となる。本件は落札者及びもう1者が低入札であったが、落札しなかったもう1者があまり総合評価で点数をとっていなかったため、落札者が加算点による逆転をされなかった。

●予定価格との差が一番大きかったのは外壁の改修に関する模様仕上げ（塗装）であった。

●塗装仕上げが手作業であり、結果的には人件費が主な要因となる。

●帳票などで確認する。

●霞ヶ関において、アスベスト処理が必要な官庁施設は全部で8施設である。うち比較的小規模の4施設まとめて今回処理している。残りの4施設に関しては現在入札手続中であり、8月末～9月上旬に業者を決定予定である。

●予定価格に占める割合は約2割であるが、外務省のセキュリティーを確保するうえで、大変重要な役割をもった設備と考えている。

●平成13年度の耐震改修の際にも監視カメラの改修を行っている。今回の改修で監視カメラ設備の改修は完結する予定である。

●業務内容に関して、貸借対照表等のチェックを毎年定常的に行うとともに、随時の課題整理を併せて行っており、本年度は個人情報取扱いに関する論点整理、昨年度は会社分割に関する事業契約上の問題点の整理を行った。

●法務モニタリングに係る弁護士費用等の考え方が発注側と異なっていたためと思われる。

○この業務はいつまで実施するのか。

●本事業の工事は、平成19年度に建物の完成、平成20年度に工事完了の予定であり、この業務についても平成19年度若しくは20年度までの予定である。

○完成後の運営状況に関して第三者に外注する予定はあるのか。

●工事完成後の維持管理等のモニタリングは入居官署が行うため、外注を行うかは入居官署の判断による。

○最初から随意契約で行っているのか。

●最初はプロポーザル方式で発注した。

(再苦情処理について)

・今回は無かった旨、国土交通省より報告。